

監査公表第17号（令和8年6月19日、県公報第704号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（教育委員会）（令和7年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

8 教財第 2 4 2 号
令和 8 年 5 月 7 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	渡 辺 美 穂 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1 6 2 3 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて58,284,747円減少しているものの、依然として多額である。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少してきていることから、引き続き以下の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行う。 ・ 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と2月を中心に、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行う。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方へ変更した戸別訪問を行う。 ・ 長期滞納者に対しては、債務承認書を送付し回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行う。 ・ 県外に居住している滞納者に対しては、職員による戸別訪問を実施する。 <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとした。</p>